

## つくば市議会オンライン委員会運営要綱の一部を改正する告示

つくば市議会オンライン委員会運営要綱（令和3年つくば市議会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（オンライン委員会の参加場所の指定）

第2条の2 委員会条例第18条の2第2項に規定する指定は、オンライン委員会に係る指定場所に関する通知書（様式第1号）により行うものとする。

第3条第1項中「委員会へのオンライン参加申出書（様式第1号）」を「委員会へのオンライン参加申出書（様式第2号）」に改め、同条第2項中「委員会へのオンライン参加承諾書（様式第2号）」を「委員会へのオンライン参加承諾書（様式第3号）」に改める。

第7条を次のように改める。

（オンライン委員会における互選）

第7条 オンライン委員は、オンライン委員会開催時の委員会の正副委員長の互選については、指名推選の方法により行う場合以外は参加することができない。

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号を様式第2号とし、附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号（第2条の2関係）

オンライン委員会に係る指定場所に関する通知書

年 月 日

（氏 名）

委員長

年 月 日にオンラインで開催する 委員会の参加場所について、下記のとおり指定します。

記

参加指定場所

参加方法

附 則

この告示は、公表の日から施行する。